

国際学部「短期留学」関連科目履修と単位認定に関する取扱い内規

(目的)

第1条 この内規は、「短期留学」に関わる科目履修および単位認定について定めることを目的とする。

(実施の所管)

第2条 国際学部国際交流委員会は「短期留学」の企画、運営を所管し、「短期留学」は本学または国際学部と協定を締結した外国の教育機関で実施する。

(対象)

第3条 この内規に定める「短期留学」の対象者は国際学部に所属する学生で、第5条に定める参加条件を満たした者で、第6条、第7条に定める事前・事後の諸手続きを全うする義務を負う。

(実施時期と期間)

第4条 「短期留学」は原則として第3セメスターに実施し、その期間は、「短期留学」受け入れ先大学との協議に基づき、当該セメスター内の約12週間とする。

(「短期留学」参加に必要な修得科目・修得単位数)

第5条 「短期留学」に参加するためには、次の条件を満たさなければならない。

第1セメスター終了時までには3単位以上の言語科目(英語)を含む、卒業要件単位16単位以上を修得していること。

2 第2セメスター終了時までには「日本研究A(現代日本の社会と文化)」および「異文化理解演習(短期留学事前研修)」を修得見込みであること。

(事前・事後オリエンテーションへの参加と英語能力テスト受査義務)

第6条 「短期留学」参加者は、学部国際交流委員会が事前・事後に実施するオリエンテーションに参加しなければならない。

2 「短期留学」参加者は、事前・事後に実施する英語能力テストを受査しなければならない。

3 正当な理由無く第1項に定めるオリエンテーションへの参加、または前項に定める英語能力テストの受査を怠った者には「短期留学」許可の取り消し、もしくは事後の単位認定をしないことがある。

(「短期留学」に関する手続き)

第7条 「短期留学」参加希望者は所定の願書(保証人連署)を定められた期日までに国際学部長および学部国際交流委員長に提出しなければならない。

2 学部国際交流委員長は前項の願書の他、成績等を確認し、国際学部長に報告する。

3 受け入れ校の事情が許す限り、希望者で本学部が定める一定の資格を満たした希望者には参加を認めるが、希望者が受け入れ校の定員をオーバーした場合は、学部国際交流委員会が選考方法を別途協議する。

4 国際学部長および学部国際交流委員長は適格と認めた者を、「短期留学参加者」として教授会に報告する。

(単位認定科目)

第8条 「短期留学」により所定の成績を修めた学生に対して、表1に定める科目の単位を認定する。

〈表1〉 短期留学の認定科目と単位 (配当は第3セメスター)

区分	科目名	単位数
学部共通科目	海外研修 A	2
両学科選択必修 I 群	短期留学英語演習	2
国際理解学科選択必修 II 群	国際理解と文化	4
選択言語科目	異文化コミュニケーション 英語多読・多聴演習 アカデミック・ライティング	6
各学科選択科目	国際理解学科：英語表現 A (2) 英語表現 B (2)	4
	国際観光学科：特殊講義 J (4)	
総 計		18

- 2 第1項に相当する科目担当委員会(言語科目は語学教育委員会、その他の科目は学部国際交流委員会)は事前レポート、留学校における学習状況、事後レポート、英語能力テスト等をもとに当該科目の成績評価を行うものとする。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は国際学部教授会が決定する。

附 則

この内規は2021年4月1日から施行する。

附 則

この内規は2021年5月19日から施行し、令和3年度入学生から適用する。